

2018年4月5日

各 位

興 和 株 式 會 社

高コレステロール血症治療剤「リバロ」の特許権侵害訴訟 における知的財産高等裁判所勝訴判決のお知らせ

興和株式会社（本社：名古屋市中区、社長：三輪芳弘、以下「興和」）は、興和が保有する高コレステロール血症治療剤「リバロ錠」（一般名：ピタバスタチンカルシウム、以下「リバロ」）の医薬特許（特許第 5190159 号、以下「本件特許」）の侵害を理由として、東和薬品株式会社が製造販売する「リバロ」の後発医薬品である『ピタバスタチン Ca・OD 錠 4mg「トーワ」』の製造販売の差し止めを求めた訴訟に関し、2018年4月4日付で、知的財産高等裁判所が、同社の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

この度、興和の主張が全面的に認められ、興和が勝訴したことをお知らせいたします。

<経緯>

*2015年10月30日付で、興和は、東和薬品株式会社に対し、本件特許の侵害を理由として、『ピタバスタチン Ca・OD 錠 4mg「トーワ」』の製造販売の差し止めを求めた訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

*2017年9月29日付で、東京地方裁判所は興和の請求を全面的に認める判決を下しました。

*2017年9月29日付で、東和薬品株式会社は、東京地方裁判所の判決を不服として、知的財産高等裁判所に控訴しました。

今般の知的財産高等裁判所の判決により、東京地方裁判所による製造販売の差し止め判決が維持され、同社は本件特許を侵害する『ピタバスタチン Ca・OD 錠 4mg「トーワ」』を製造販売できないこととなります。

今後、興和は、東和薬品株式会社が製造販売する『ピタバスタチン Ca・OD 錠 4mg「トーワ」』のみならず、同社製品の他の用量のピタバスタチン OD 錠についても、本件特許の侵害と同様の侵害行為があると判断した場合、製造販売の差し止め請求及び損害賠償請求等の法的措置を含め、厳正に対処してまいります。

■リバロについて

「リバロ」は、日産化学にて原薬が創製、製造され、興和が独占的にグローバル展開（開発、製剤製造、販売、他社提携など）している医薬品です。国内では、興和が商品名「リバロ錠 1mg・リバロ錠 2mg・リバロ錠 4mg/ リバロ OD 錠 1mg・リバロ OD 錠 2mg・リバロ OD 錠 4mg」として製造販売し、興和創薬株式会社が販売しています。本医薬品は、強力な LDL コレステロール低下作用を示す HMG-CoA 還元酵素阻害剤としてストロングスタチンに位置づけられ、その優れた脂質異常改善効果以外にも数多くの知見により、長期使用での安全性、薬物相互作用発現の低減、糖尿病合併時の有用性等が確認され、日本国内をはじめ海外でも多くの脂質異常症患者向けに処方されています。

以上

 興和株式会社	広報部(東京)	東京都中央区日本橋本町 3-4-14 TEL:03-3279-7392
	本店(名古屋)	名古屋市中区錦 3-6-29